

うきは市農業委員会第34回総会議事録

[開催日時] 令和2年12月10日(木)午後1時30分から

[開催場所] うきは市役所 302会議室

[議事日程]

- 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画(所有権移転)について
- 議案第5号 非農地判断について
- 議案第6号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)

- 報告第1号 永小作の解約通知について
- 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による解約通知について
- 報告第3号 農業用施設設置に伴う農地転用届について
- 報告第4号 土地改良届について

(出席委員)

- | | | | | | |
|---------|-----|-----|----|-----|--------|
| 会長 | 16番 | 佐々木 | 芳幸 | | |
| 会長職務代理人 | 15番 | 中村 | 稔 | | |
| 委員 | 1番 | 赤司 | 正光 | 9番 | 堀江 清成 |
| | 2番 | 山下 | 保則 | 10番 | 竹石 正芳 |
| | 3番 | 吉瀬 | 正毅 | 11番 | 樋口 美智子 |
| | 4番 | 石井 | 好人 | 12番 | 堀江 裕一郎 |
| | 6番 | 佐藤 | 景一 | 13番 | 樋口 健次 |
| | 7番 | 尾花 | 里美 | 14番 | 佐藤 春義 |
| | 8番 | 梶村 | 輝明 | | |

(農業委員会職員)

- 係長 樋口 秀夫 主事 杉 真

事務局 只今より第34回うきは市農業委員会定例総会を開催いたします。それでは農業委員会会議規則第5条に基づきまして会長に議事の進行をよろしくお願い致します。

議長 本日の議事録署名人は14番委員と1番委員です。よろしく申し上げます。

議長 それでは議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-1・2上程)

事務局 (議案1-1・2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。分科会長と担当委員が同一のため一括して説明をお願いします。

分科会長 7～8年前より雨による被害が出ており、以前より計画していたようで、今回の申請に至っております。申請地には南側と東側に道があるのですが、石垣をくんで土砂の流出を防ぐという事でした。また、西側の農地は何かあった時のために購入しておくという事でした。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

12番 西側の土地とはどちらですか？

事務局 3条申請にて取得する分になります。後程ご説明いたします。

4番 現在ある設備はどうなる予定ですか？

事務局 そのままにしておくとの事でした。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案1-1・2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案1-3を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案1-3上程)

事務局 (議案1-3説明・朗読)

議長 それでは分科会長の説明を求めます。

分科会長 申請人は農業に関しては素人ですので、JAのバックアップを受けながら榊の栽培を行っていくとの事です。現在は荒廃地となっておりますので、今よりは良くなるのではないかと考えております。分科会としては仕方がないのかなと思っております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

11番 先日、推進委員と現地を確認してきました。太陽光については仕方がないと思いますが、榊の方が育つか心配しております。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

- 議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
- 3 番 出荷先と作業用の機材はどのようになっておりますか？ 榊は虫がつきやすいので防除用の機材は揃えていないと商品として難しいと思います。
- 事務局 出荷先は耳納の里や J A にじに出荷する予定との事です。防除用機材につきましても導入予定との事で、乗用草刈機は既に所有しておるそうです。更に他の機材が必要であれば、J A に相談し検討していくとの事でした。
- 3 番 もう少し営農計画をしっかりといただいた方が良くとおもうのですが。
- 事務局 福岡市内の方や関西の方では榊の需要があるみたいで、J A としては生産量を増やしたい考えがあるようでバックアップするとの事です。頂いている営農計画書を見ると出荷できるまでに 8 年かかるということですが、J A の見立てでは 2～3 年で出荷までできるであろうという事でした。また、榊の栽培は日陰の方が望ましいという事で、太陽光パネルがない部分については寒冷紗などで陰を作るとの事でした。
- 4 番 本来なら営農型太陽光は作物の方がメインで、太陽光を設置してもいいというものだと思うのですが、なんかそれが逆になっているような気がしているのですが。
- 事務局 仰る通り、どちらがメインなのかというご指摘につきましては否めません。しかし、遊休地であった農地がまた利用されるということですので仕方ないのではないかと考えております。
- 1 2 番 営農型太陽光は農業での販売額が 8 割以上という事ですが、その辺りは理解されえているのですか？
- 事務局 8 割というのが販売額ではなく、収量になります。作物のとれる量が地域の平均単収に比べて、8 割を下回らないという事です。ですので、収穫はできたが売れなかったのがダメという事ではありません。しかし、福岡県では榊の栽培が盛んではありませんので、平均単収の基準に栃木県の方の地域が参考になっております。その辺りも全て説明して、理解していただいております。
- 1 番 消毒は年間どのくらいの頻度で考えておられるのでしょうか？
- 事務局 年に 3, 4 回と聞いております。
- 議長 それでは採決に入ります。議案 1 - 3 に賛成の方は挙手を求めます。
- 議長 賛成多数という事で許可相当し、県の方に進達します。
- 議長 続きまして議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。
- (議案 2 - 1 上程)
- 事務局 (議案 2 - 1 説明・朗読)
- 議長 こちらの案件は先ほどの議案 1 - 1・2 と同じ案件になりますので、分科会長

の説明と担当委員の説明は省略し、採決に入ります。議案2-1に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 引き続き議案2-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案2-2上程)

事務局 (議案2-2説明・朗読)

議長 それでは分科会長の意見を求めます。

分科会長 場所的には特に問題ないと思いますが、雨水排水の水路が小さいため整備が必要かと思われまます。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

事務局 追加で説明させていただきます。頂いている計画では共有スペースである通路以外は砂利敷にし、地下浸透するという事ですので、水路から水が溢れかえるという事はあまり無いのではないかと思います。また、住環境建設課も近隣の方々も納得しているのであれば特に言う事はないとの回答でした。

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

4番 先程の説明の通りです。210号線から申請地への進入路は拡張しないのですか？また、現在は東側の田は田越しで排水を行っておりますが、今後の排水はどのような計画でしょうか？

事務局 進入路はそのままという事です。東側の田につきましては隣地承諾も得て、きちんと検討しているとの事です。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

10番 やはり排水路の件はもう少し検討したほうがいいのではないのでしょうか？

事務局 農業委員会は周辺の農地に影響があるかどうかで判断するものと考えております。その辺も踏まえて審議していただきたく思います。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案2-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事で許可相当とし、県の方に進達します。

議長 続きまして議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案3-1上程)

事務局 (議案3-1説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

3番 先程の説明の通りです。現在は荒れておりますが、譲受人は申請地の隣の農地の所有者ですので特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくをお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 2 上程)

事務局 (議案 3 - 2 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 3 番 先程の説明の通りです。譲渡人と譲受人は義理の親子で現在も貸し借りをしておりますので、特に問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 3 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 3 上程)

事務局 (議案 3 - 3 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

1 4 番 先程の説明の通りです。譲受人は現在所有している農地を一部手放す事になった為、代わりに今回の農地を取得するという事です。今後は栗と野菜を作っていくという事でした。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 3 に賛成の方は挙手をお願いします。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 4 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 4 上程)

事務局 (議案 3 - 4 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

8 番 先程の説明の通りです。野菜を作っていくとの事でした。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 4 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 5 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 5 上程)

事務局 (議案 3 - 5 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2 番 先程の説明の通りです。前の所有者が耕作できなくなり、譲受人に相談したところ、譲受人が引き受けるようになったそうです。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 5 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 6 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 6 上程)

事務局 (議案 3 - 6 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

6 番 先程の説明の通りです。譲受人は佐賀県在住ですが、現在も通いで小塩地区で耕作されております。今後、うきは市に移住も考えておられるようですので問題ないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 6 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 7 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 3 - 7・8 上程)

事務局 (議案 3 - 7・8 説明・朗読)

議長 それでは担当委員の説明を求めます。

2 番 先ほどの議案 1 - 1 の案件の続き部分になります。事業用地として利用すとの事です。特に問題ないと思いますので、皆様のご審議をよろしくお願いします。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 7・8 に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で許可とします。

議長 引き続き議案 3 - 9 を議題とします。こちらの案件は先ほどの議案 5 - 3 の続き部分で説明も終わっていますので、担当委員の説明は省略いたします。

(議案 3 - 9 上程)

事務局 (議案 3 - 9 説明・朗読)
議長 質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 3 - 9 に賛成の方は挙手を求めます。
議長 賛成多数という事で許可とします。
議長 続きまして議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画 (所有権移転) についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 1 上程)

事務局 (議案 4 - 1 説明・朗読)
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。
議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。
議長 引き続き議案 4 - 2 を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 4 - 2 上程)

事務局 (議案 4 - 2 説明・朗読)
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 4 - 2 に賛成の方は挙手を求めます。
議長 全員賛成という事で許可とし、うきは市長に報告します。
議長 続きまして議案第 5 号 非農地判断についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案 5 - 1 上程)

事務局 (議案 5 - 1 説明・朗読)
議長 それでは分科会長の意見を求めます。
分科会長 現況はご覧のとおり家になっており、宅地課税です。やむを得ないかと思えます。皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長 それでは担当委員が私ですので説明いたします。
16番 詳細は不明ですが、おそらく手続き上での問題かと思われま。やむを得ないかと思えますので皆様のご審議をよろしくお願いします。
議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。
4番 相続する際に判明したというのは？
事務局 現地と登記が一致しなかったからです。
議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案 5 - 1 に賛成の方は挙手を求めます。
議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 引き続き議案5-2を議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案5-2上程)

事務局 (議案5-2説明・朗読)

議長 それでは担当委員が私ですので説明します。

16番 詳細は不明ですが、約80年前より建っている倉庫の一部が地目が農地となっております。やむを得ないかと思います、皆様のご審議をよろしく願います。

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案5-2に賛成の方は挙手を求めます。

議長 全員賛成という事で非農地と判断します。

議長 続きまして議案第6号 うきは市空き家に付属した農地の指定について(下限面積における別段の面積)についてを議題とします。事務局説明をお願いします。

(議案第6号上程)

事務局 (議案第6号説明・朗読)

議長 それでは質疑に入ります。質問のある方は挙手を求めます。

議長 質疑なしと認めます。採決に入ります。議案第6号に賛成の方は挙手を求めます。

議長 賛成多数という事でうきは市長に報告します。

議長 それでは報告に移ります。事務局説明をお願いします。

事務局 (報告第1・2・3・4説明・朗読)

前記の事項は真実の議事録であることを証するため、ここに署名する。

議 長 _____ 印

議事録署名者 _____ 印

議事録署名者 _____ 印